

西宮市男女共同参画センター 施設使用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市男女共同参画センター条例（平成12年西宮市条例第66号以下「条例」という。）及び西宮市男女共同参画センター条例施行規則（平成12年西宮市規則第19号以下「規則」という。）に基づき、西宮市男女共同参画センター（以下「センター」という。）の施設を市民の男女共同参画社会の形成促進等のための活動の場として利用に供するために必要な事項を定める。

(施設の定義)

第2条 この要綱において、施設とは、条例別表（第6条関係）に規定する各室の他、子ども室をいう。

(使用制限)

第3条 次の各号に該当するときは、使用を許可せず、又は許可を取り消す。

- (1) 条例5条第2項第1号から第4号に該当するとき。
- (2) 使用料の滞納があるとき。
- (3) 使用人数が2人以下のとき。
- (4) 飲酒・飲食を目的とするとき。
- (5) 小学生以下の者の使用で、保護者等の付き添いのないとき。また、中学生だけの使用で、保護者等の同意書のないとき。
- (6) 布教活動及び宗教行事を主たる目的とするとき
- (7) 政治活動を主たる目的とするとき
- (8) 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年西宮市条例第67号）第8条に該当する暴力団を利すると認めるとき
- (9) その他男女共同参画センター長（以下「センター長」という。）が使用を不相当と認めるとき。

(使用時間)

第4条 施設の使用時間は、休館日を除き、規則第2条の開館時間午前9時から午後10時までとし条例別表（第6条関係）の各区分で使用許可する。

(使用料の納付)

第5条 口座振替の方法により使用料を納付する場合は、後納することができる。

2 口座振替による使用料の納期限は、使用年月日の属する月の翌月20日とする。ただし、納期限の日が日曜日又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項に規定する日に該当するときは、その翌日を納期限の日とする。

(使用申請書受付基準)

第6条 施設の使用申請の受付は、別表第1のとおりとする。ただし電子情報処理組織等を使用する方法による使用申請（以下「電子申請」という。）の場合は、この限りではない。

2 電子申請の受付は、別表第2のとおりとする。

3 電子申請を行った者が、現金により使用料を納付する場合は、別表第2に定める標準処理期間（以下「処理期間」という。）内に、別表第1の受付時間（以下「受付時間」という。）内に、使用内容の確認を受けなければならない。なお、電話による申し出により使用内容の確認を受けた場合は、窓口において午後8時まで使用料を納付することができる。

4 電子申請を行った者が、口座振替により使用料を納付する場合又は使用料を免除されている場合は、

処理期間の受付時間内に電話等の方法により、使用内容の確認を受けなければならない。

5 第3項、第4項の場合において、処理期間内に使用内容が確認できない場合又は使用料の納付が無い場合は使用の意思が無いものとみなす。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りではない。

6 前項に該当する場合は、予約システムによる表示又は口頭による通知を行う。

(使用区分数)

第7条 施設の使用は原則月12区分以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、センター長は、必要があると認めるときは、使用区分数を月11区分以内に制限し、又は月12区分を超える使用を認めることができる。

(使用取消の申し出)

第8条 規則第7条第1項に規定する使用の取消の申し出は、窓口において又は電話連絡により、受付時間内に行わなければならない。

(減免・免除基準)

第9条 条例第6条第1項の規定により使用料を減免する団体及び減免基準は、別表第3のとおりとする。

2 減免を受けようとする者は、センター使用許可申請書に使用料の減額・免除申請理由を記載し、関係書類を添えて市長の承認を受けなければならない。

(子ども室の使用の特例)

第10条 中央公民館及びプレラホールの使用を許可された者が子ども室を使用する場合は、別表第1の使用区分の一般使用扱いとする。

第11条 センター使用許可申請書及びセンター使用許可書兼領収書の記載事項は別表第4のとおりとする。

付 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

3 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第6条関係)

使用区分	受付開始日	受付日時	受付開始日が 土・日・休日の場合
一般使用	使用日の属する月の2 月前の1日からとする。	(受付日)	翌窓口取扱い日
男女共同参画の推進を 目的として設置された 団体のうち、市長が認め るもの(以下活動推進グ ループという。)	使用日の属する月の3 月前の1日からとする。	月曜日から土曜日まで。 ただし、休日及び休館日 は除く (受付時間) 午前9時から午後5時	
公用	使用日が決定したとき からとする。	15分	

*休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日という。

別表第2（第6条関係）

使用区分	受付開始日	受付日時	標準処理期間
一般使用	別表第1の一般使用受付開始日の翌窓口取扱い日からとする。	(受付日) 全日	利用者が電子申請を行ってから10日以内。 ただし、口座振替により使用料を納付する場合で、市が使用内容の問い合わせを行った場合は、その日から10日以内。
活動推進グループ	使用日の属する月の3月前の一般使用日受付開始日の翌窓口取扱い日からとする。	ただし、保守点検などにより停止する場合あり (受付時間) 午前6時～翌午前1時	

別表第3（第9条関係）

団体等	減免基準	減免額
市及び市教育委員会（公用）	市及び市教育委員会が主催する事業、その他これに類する事業を行うとき	免除
公共的団体のうち男女共同参画の推進をその目的とするもの	男女共同参画の推進を目的とした活動に使用するとき	免除
活動推進グループ	男女共同参画の推進を目的とした活動に使用するとき	5割減額
その他市長が認めるとき		市長が認める額

別表第4（第11条関係）

名称	記載事項
センター使用許可申請書	申請者氏名・電話、申請年月日、使用者（団体名及び代表者氏名、住所、電話）、使用内容、使用人員、使用日時、使用室名、使用料減免申請理由、使用希望の付属設備等
センター使用許可書兼領収書	使用者（団体名及び代表者氏名、住所、電話）、使用内容、使用人員、使用日時、使用室名、使用料減免申請理由、使用許可する付属設備、使用料金額、減免金額、許可年月日・番号